

補装具の購入・修理費用の支給が受けられます！

身体障害者手帳の障害の種別により、補装具の購入や修理をする費用を支給する制度があります。
購入または修理前に申請が必要です。



【対象者】

・身体障害者手帳をお持ちの方、障害者総合支援法の対象難病の方

【主な対象品目と障害種別】

障害種別	給付を受けられる補装具の種別
肢体不自由	義手、義足、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ 音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
聴覚障害	補聴器(高度難聴用、重度難聴用、耳あな型、骨導式)

【個数】

原則として1品目につき1つです。やむを得ない事情があると認められる場合には2つ支給できます。ただし、リハビリ用、スポーツ用など用途が限られるものの支給はできません。

例)補聴器:原則、片側のみの費用を支給しますが、職業上または学校教育上真に必要なと認められる場合、両耳用として2個分の費用の支給を認めることがあります。

【補装具費の支給対象外となる方】

- ・介護保険等ほかの制度で給付を受けられる場合
- ・治療用装具等一時的に使う装具を作成する場合(医療保険の対象となるため)
- ・18歳以上の障害者本人及びその配偶者に市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合
- ・上記の他、判定の結果必要と認められない場合

【自己負担額】

所得区分	1月の自己負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
一般世帯(上記以外)	37,200円

※自己負担額は、補装具購入・修理基準額の1割です。ただし、ひと月の支払額が37,200円を超えた場合は、超えた分を市が負担します。

【その他】

・申請の手続きの流れは裏面をご覧ください。



多賀城市 HP

【問い合わせ先】

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1-1
多賀城市介護・障害福祉課障害福祉係
TEL:022-368-1478
FAX:022-368-7394

補装具費支給申請の手続きの流れ

①申請

	持ち物	備考
1	身体障害者手帳 または 対象の難病であることが確認できる書類	特定医療費(指定難病)受給者証や医師意見書など
2	補装具費支給意見書	意見書様式・作成医師の条件など、詳しくは電話や窓口等にてお問合せください。 ※意見書不要な場合もありますのでお問合せください。
3	個人番号(マイナンバー)が分かるもの	マイナンバーカード、個人番号記載の住民票など

※申請書・医師意見書(指定様式)は市役所の窓口にご用意しています。

※転入等により多賀城市で所得状況を確認できない場合は、マイナンバー情報照会を実施し、前住所地から課税情報等の取得を行います。(照会を実施しても情報が得られない際は課税証明または所得証明の取得をお願いすることがあります。)

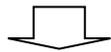


②判定等

宮城県リハビリテーション支援センター(名取市)の医学的判定になります。申請時に判定日の予約が必要となります。補装具の種類等により判定が省略される場合や医師意見書等での文書判定となる場合があります。詳しくはお問合せください。

種目	判定方法
義肢、装具、姿勢保持装置、補聴器、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置	宮城県リハビリテーション支援センターへの来所判定(原則)
歩行器、義眼、眼鏡	福祉事務所(介護・障害福祉課)で医師意見書にて判断
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	福祉事務所(介護・障害福祉課)で身体障害者手帳交付状況等により判断

※上記に関わらず、障害児の場合は原則医師意見書にて市の審査になります。



③支給決定

判定等により補装具費の支給が認められた場合、「補装具費支給決定通知書」をお送りします。

※申請から納品までの期間は、補装具の品目及び構成部品等により異なります。



④仮合わせ・適合判定

宮城県リハビリテーション支援センターまたは意見書を作成した医師が実施します。

補装具の種目等により省略される場合もあります。



⑤引渡し・支払い(代理受領方式による請求・支払い)

決定通知が到達後、補装具の製作・修理終了後に補装具事業者から補装具の引渡しを受け、自己負担額を補装具事業者に支払います。

公費負担額は介護・障害福祉課が直接補装具事業者に支払います。

詳しくは表面の問い合わせ先までお問合せください。